時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行字數二十四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
卅一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

日本の美術及び衣服（前號の續き）

衣服其他、人れ形體と飾るべき品は裝飾術と稱ふる美術の部に屬するものなり美術の心あり皆之を具はる人民は其衣服の制に於ても亦必ず美術の神を現いすい全く此理にして地柄色合の取合せより裁縫の法、着用の風に至るまで皆美術を應用せざる所なし歐洲の中にて最も風韻高きは佛國の人民にして其服制の完美以て他國人の模範たるものは巴里に於て見る可く就中婦人の衣裳を以て然りとす左ればより日本人民の世を驚かすに足るべ犯美術の心と嗜みとは遂ゑ婦人の服に現れて美麗巧妙得て名狀す可らざるやに發達ゑたるあれ然れども日本衣服の制い佛國の制に異なる固より言と俟たずして猶は繪畫の法に變方異同あるが如し畫法の佛ゑ同とからざるの故と以て美術の美たるを病なしむる能はざれば服制異なりと雖も美術の點より評と下すと犯は日本婦人の服制は決して其美を佛制ゑ讓ることゑしと云ふて可なり然るに今、日本の婦人が自ら固有の制を棄てゝ佛國風の衣服に倣ふの心は即ち其むかし日本の畫工が自家の法を措いて彼の筆法を學びたると同樣の心ゑ一て此外に理由ある可らず繪の事に付ては余が前に一言したる通り今正に前日の非を悟り只外國の風に非ざるの故を以て早計にも遽かに舊物を改めたるは思はざるの甚しきことたるを知るに至りたれば丁度此頃にて服制變更の過を見出すも亦甚だ近きに在りと思いるゝなり

日本の服制は其風韻の高き美術の神を寫したるものなれば頗る美麗なれども外國の服を裝ふては樣々の譯にて見苦しきものありとは一般外國人の意見なるに由り外國の人にして我眞意を語る人おらんには心力を盡して他の惑を解き誤を正して一日も早く其本ゑ反らしめんことを願らざるものなし現に外人の言に日本婦人の我々と訪ふときには願くば外國の服を裝ふ勿れ固有の服と着たる方、却て美容を呈するなりとは余の屢々聞く所にして間々此事を然りとせざるものなきに非ざれとも此輩多くは教師として日本人に雇はれ居るか或て其夫れ職任ある者なれば若しも我思ふ所を丸出しに口外して服制と變ふるの非を擧るときは月給を渡す主人れ旨に忤ふて或は衣食の道を危ふするの恐れあるが故に拄ゟて日本婦人の意を迎ふるのみ其洋裝を褒むる外國人の眞面目ゑ非ざるなり凡ろ婦人たるものい美術として我身を飾るを以て仕事の一とおし裝飾に妙を得たるゑとなれば今、自家固有の服制を措いて衣馴れぬ洋服と裝ふに當りては裝飾の技倆を現いすの樂みなきのみならず蛤より愉快を取らざるや明かなり蓋し洋服と着て形體を飾るときは常に美術の法を破り色合宜しきを失ひ地柄の擇びを誤る等衣服い遂に裝飾の具たらざるゑ至り洋服を裝ふたるが爲めに却て奇態異形の醜と呈するゑ至らんとは獨り外人一體の譏に止らず日本の婦人達も亦自ら言ふ所なり、之を聞く曾て或る外國人が日本の貴顯某氏に向ひ當國の婦人は其固有の衣裳を裝ひたるゑそ却て美麗おれと云ひしに貴顯は之ゑ答へて左ればおり君ゞ日本婦人の日本服たるを美なりと云ふは恰もガラス戸の棚に飾付けたる日本製の陶器銅器を見る如く唯その奇なる處を稱するならんと言ひし由なれども言の當るものにわらず外國人も日本に居ること日既に久しく漸く日本服を見馴れて今いゝを奇とするあるなし余が前ゑも證明したる如く日本人民の風韻高き、婦人の服は眞に美術の旨に協ひ、見て美麗あるのみならず其風俗の高尚優美ゑして文明開化の頂上に達したる國人の如き趣たる日本人民の形體には又誠に相應せるものおれば決して外國の風と學ぶに及ばざるおり固より余い惡く日本人の外國に模倣するを非難そるには非ずして苟も實て以て改良を助け實地要用ゑして經濟なるものは亦進んで彼の制と學ぶべしと勸る者なれども唯その取舍の間に是非利害の辨別あらんことと祈るのみ

（未完）

官報

〇陸軍省令第六號

在外國公使館附陸軍武官俸給支給細則左ノ通定ム

明治廿一年四月廿三日　陸軍大臣伯爵大山巌

在外國公使館附陸軍武官俸給支給細則

第一條　公使館附ヲ拜命スル武官ハ任所着翌日ヨリ起算シ歸朝スルトキハ任所出發前日マテ公使館附武官俸日割ヲ以テ支給シ其任所到着前及出發後ハ各官ノ本俸ニ依リ支給ス〇第二條　前條任所出發前日マテ公使館附武官ノ年俸ヲ支給スト雖モ歸朝ヲ命セラレ其請書ヲ差出シタル日ヨリ滯在三十日以上ニ及フトキハ其三十日ヨリ各官ノ本俸ニ依リ支給ス」但特ニ滯在ヲ命セラレタルトキハ舊任所出發當日ヨリ新任所ニ着ノ日マテ各官ノ本俸ニ依リ支給ス〇第四條　本則ニ掲クルモノヽ外ハ總テ陸軍武官俸給支給法ニ據ル

〇東京府達第十九號

明治二十二年度歳入豫算書ノ儀ハ明治二十一年度ニ倣ヒ左ノ通

科目ニヨリ取調ヘシ

明治二十二年度歳入豫算標準額ノ內明治十九年（一月）當廳內第二十號達第三項中前年度以前三箇年度實收ノ平均ヲ標準トスヘキ分ハ明治十七、十九、二十ノ三箇年度ヲ適用スヘシ

明治廿一年四月廿三日　東京府知事男爵高崎五六

〇敘任辭令

外務大臣秘書官從四位伯爵　姉小路公義

陞敘奏任官五等　今井省三

任第四高等中學校教諭　北條時敬

任第四高等中學校教諭　今井省三

敘奏任官五等　北條時敬

敘奏任官五等　伊藤石介

第四高等中學校教諭

第四高等中學校教諭

任嶋根縣嶋司　伊藤石介

嶋根縣周吉穩地海士知夫郡長

嶋根縣嶋司

敘奏任官五等賜中級俸（以上四月廿一日）

〇傳染馬病　靜岡縣馬の皮疽病い去る八日より十四日迄富士君澤二郡內に新患二頭田方郡外四郡內に舊患全治十二頭あり又去る二日賀茂郡德倉村より牝馬一頭炭疽熱に罹り翌日斃死したる旨屆出でたり（農商務省）

〇北海道鐵道　北海道廳に於ては去月十六日鹿兒嶋縣鹿兒嶋郡長田町九十七番戶士族村田堤に幌內鐵道及郁春別鐵道運輸請負方並に郁春別鐵道補足工事を許可し右許可年限中鐵道に關する法律規則は勿論左の條項を遵守すべき旨命令したり（北海道廳）

命令書

第一條　幌內鐵道ハ明治二十一年四月ヨリ同三十六年三月迄滿十五箇年間郁春別鐵道ハ工事落成ノ月ヨリ來ル明治三十六年三月迄其運輸請負方ヲ命ス但幌內鐵道ハ幌內炭山ヨリ手宮樺太迄郁春別鐵道ハ郁春巖山ヨリ幌內太停車場迄ノ線路ヲ總稱ス

第二條　鐵道ノ運賃及ヒ發車ノ度數ハ總テ北海道廳ニ於テ定メタル規程ニ據レトモ但地方ノ實況ニ因リ或ハ種類ノ運賃ヲ遞減シ若クハ發車ノ度數ヲ增加スヘキ必要アル時ハ其改正ヲ命スルコトアルヘシ

第三條　從前北海道廳ニ於テ鐵道運賃ノ割引ヲ特許シアル分ハ總テ繼續引ヲ要スル場合又ハ新ニ同上ノ割引ヲ特約ヲ爲サントスル場合ニ於テハ變方進達北海道廳ニ屆出ヘシ但特許人運輸請負人トノ間ニ於テ協議ノ上商運賃ノ割引ヲ爲サントスル場合ニ於テハ變方

第四條　鐵道運輸開始以前及元保證金トシテ金五万圓ヲ北海道廳ニ納ムヘシ但公債證書又ハ政府ニ於テ利益ヲ保證セル銀行及ヒ會社ノ株券ヲ以テ上納スルモ妨ケナシ

第五條　鐵道運輸上ニ必要ナル建物及ヒ敷地並線路附屬車器械ノ類一切在所ノ儘貸下ヘクニ付右借用料トシテ一箇年金五千圓ノ割ヲ以テ毎年六月十二月ノ兩度ニ北海道廳ヘ納ムヘシ

第六條　幌內鐵道軌道保存ノ爲メ一箇年金五万六千圓ノ割ヲ以テ毎年該軌道修繕費ニ充ツヘシ其工事ノ仕樣ハ豫メ北海道廳ノ認可ヲ得テ着手シ鐵功ノ時ヶ同廳ノ檢査ヲ請クヘシ

第七條　郁春別鐵道未成ノ工事ハ北海道廳ノ計畫ニ基キ同廳ノ監督ヲ受ケ明治二十一年十二月ヲ限リ補足竣功スヘシ其軌道保存ノ爲メ工事落成ノ翌月ヨリ一箇年金四千圓ノ割ヲ以テ毎年該修繕費ニ充ツヘシ其他ハ總テ第六條ノ例ニ據ル

第八條　貸下タル一切ノ物件ハ平生保存ニ注意其修繕ハ運輸請負方ノ負擔タルヘシ尤モ建物ノ內官舍停車場倉庫ノ模樣替及運輸車並一個金五百圓以上ノ原價ニ相當スル器械ノ修繕ハ其仕樣ヲ添ヘ北海道廳ノ認可ヲ經テ着手スヘシ

第九條　乘客及ヒ貨物ノ毀傷盜難スル時ハ在貸下ノ外客車荷車若クハ運輸車等ハ相當ニ之ヲ新調補足シ運輸上常ニ遺滯セシムヘカラス

第十條　軌道ハ修繕及ヒ貸下物件ノ修繕ヲ怠ル時ハ北海道廳ニ於テ若干ノ期限內ニ修繕スヘキ旨命令シ尚等閑ニ附スル時ハ直ニ修繕ヲ爲シ其代金ヲ追徵スルヿアルヘシ

第十一條　自己ノ過失ニ依テ貸下物件ヲ毀損シ又ハ紛失スル時ハ其現品ヲ辨償セシメ若クハ代價ヲ追徵スヘシ

第十二條　貸下タル地所及建物ニ係ル一切ノ義務ハ總テ運輸請負人ニ於テ負擔スヘシ

第十三條　貸下物件ノ保存方又ハ運輸取扱上ノ現況ヲ調査セシメンガ爲メ北海道廳ニ於テ臨時官吏ヲ派出シ現場ニ就テ檢閱セシムルヿアルヘシ

第十四條　鐵道ニ賴テ運輸シタル貨物數量旅客ノ人員及ヒ運賃ハ其種類ヲ明細區別シ統計表ヲ作リ北海道廳ヘ屆出ヘシ但屆出期限ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條　前各條ノ命令ニ違背シタル時ハ直ニ運輸請負方ヲ免ス此場合ニ於テハ貸下タル物件ハ現況ノ儘日數五十日以內ニ悉ク返納スヘシ但既ニ納付シタル借用料及ヒ請負中ニ支拂フヿキ得用ハ一切下渡サヽルモノトス

第十六條　運輸請負年限滿期ニ至リタル時貸下物件返納ノ手續其他總テ第十五條ニ準スヘシ

第十七條　第十五條命令ニ違背シ運輸請負方ヲ免シタル場合ニ於テハ運輸請負年限滿期ニ至リタルトキ共ニ郁春別鐵道軌道補足入費ハ一切下戻サヽルモノトス

雜報

〇京都諸工業の近狀　西陣織物は京都全體の盛衰にも關はる重要の物產にて現に同織屋の戶數は二千四十八戶職工人員は一萬五千九百四十六人あり昨年八、九、十の三箇月間世間の景氣一時回復の模樣ありて各地の注文引も切らず一時非常に繁昌と顯はし價格も次第ゑ騰貴したるを以て近年になき好氣配を呈したるが夫より又た漸次ゑ商況沈靜に傾き本年ゑ入りても品支の景況にて價格も二三割方低落するの有樣とおれり今昨年中同地の製產高と聞くに紋織は七萬八千七百六十七品にて此代價七十萬四千五百三十五圓生紋織は二萬六千八百二十六品にて代價二十五萬四千九百三十五圓羽二重織い十六萬八千五百十七品にて代價十八萬六千八百二十九圓縞子織は三百十一萬八千三百二十一品にて代價百九十六萬四千四百六十圓縮緬織は七萬二千七百三十八品にて代價三十四萬三千二百十三圓博多織は十六萬六千百六十三品にて代價八十四萬九千六百五十圓天鵝絨織は九千五百十六品にて代價十萬四千圓本綿織い十六萬六千二百三十三品にて代價二十八萬九千九百八十六圓なりしと右の外新立諸會社營業の模樣を聞くに是亦同段ゑて昨年十一月以來景氣の振け一時好氣配に乘ぜて遽に製造したる分も品嵩みの姿となりて今日に至る迄も賣捌けず隨て價格も一般に低落したる方なり

〇京都共進織物會社は昨年八月一日の開業にて職工は男女九十餘名を使ひ專業とおし開業以來二箇年間にて一萬五千餘反を製出したるよしにて追々事業と擴張おりと〇柳池織物は男女合せて六十餘名を使ひ專業とおし開業以來一ヶ月間四千餘反を製出したるよしにて追々事業と擴張おりと〇小倉服地は男女合せて六十餘名を使ひ專業とおし開業以來一ヶ月間四